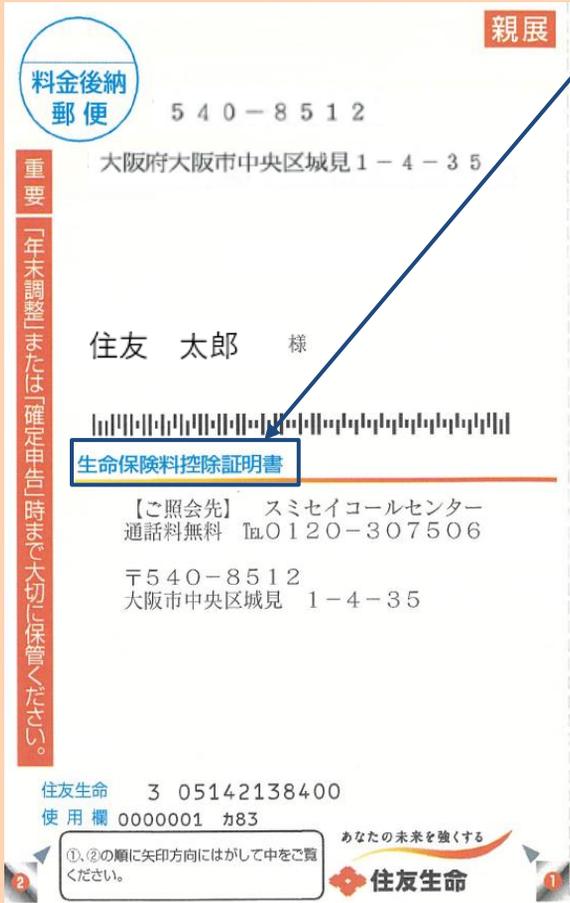


生命保険料控除証明書（イメージ）

生命保険料控除証明書（はがき）でお届けする場合

「生命保険料控除証明書」と表示しています。



開封（見開きはがき）

生命保険料控除証明書

適用制度：新制度（旧制度の証明額はありません）

ご契約者 住友 太郎 様 [元号]●年

保険金受取人 住友 太郎 様 年金受取人生年月日 *****

証券番号 第 40005142138 号 保険種類 終身保険

年金額	元号	月	日	配分方法	積立
保険期間	年金支払開始日	保険料払込期間	お払込方法		
其身	*****	*****	月払		

住友生命 3 05142138400
使用欄 0000001 カ83

あなたの未来を強くする
住友生命

①、②の順に矢印方向にはがきの中をご覧ください。

重要

生命保険料控除申請のご留意事項

1. 本証明書は「確定申告」または「保険料控除申告書」に添付してご提出ください。ただし、旧制度（※記を参照）の一般生命保険料控除では、年額の払込額（配当金を差し引く）が9,000円以下の場合は、添付不要です。

2. 本証明書は、本年1月1日証明日（ただし、過去分の証明書については、証明年度1月1日以前までにお払込みいただいた保険料および立替保険料累計額を記載）しています。月払契約で証明日以降、本年中に2月分までの保険料を払い込む場合は、「ご申告」額の金額を申告してください。

3. 配当分法が「毎年受取」積立の場合、保険料から配当金（契約満期時給付加給金を含む）を差し引いた額が証明額（ご申告額）となります。ただし、「個人年金保険料控除」の対象となる保険料からは配当金を差し引かず、保険料がそのまま証明額（ご申告額）となります。

4. 個人年金保険料控除申請には、「個人年金証明書（ご申告書）」の金額を申告してください。なお、入院、疾病時の特約保険料および本年中の給付増額特約付加額においてお払い込みいただいた保険料を一般生命保険料として申告できません。

5. 証明書の記載事項を訂正した場合は、控除申告書以外での使用は、無効となります。

6. 一部ご契約は「保換期間」に、（最長の）特約の保険期間を表示しています。

生命保険料控除制度改正について

平成22年度税制改正において生命保険料控除制度が改正され、契約日が平成24年1月1日以前の契約等から改正後の生命保険料控除制度（新制度）が適用されます。一方、契約日が平成23年12月31日以前の契約は、原則として、平成24年1月1日以降も従来の生命保険料控除制度（旧制度）が適用されます。詳しい内容につきましては、生命保険協会または当社のホームページをご確認ください。

生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp>
住友生命ホームページ <http://www.sumitomilife.co.jp>

1. 新制度に関するご留意事項

(1) 各控除の特約については、法律に基づき「素」とお呼び分類しています。

- 一般生命保険料控除 生存または死亡に基因して一定額の保険金・その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
- 介護医療保険料控除 入院、通院等とちまう給付部分に係る保険料
- 個人年金保険料控除 個人年金保険料積立増額特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

(2) 身体の傷害のみを基として保険金が支払われる保障に係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。そのため、要約にお支払いいただいた保険料と生命保険料控除額に記載される保険料の金額は異なる場合があります。

(3) 配当金（相当額）は本契約に割り当てられる配当金等を「一般生命保険料」「介護医療保険料」「生命保険料控除の対象外となる保険料」の各保険料によって算出しておきます。

2. 本契約に適用される制度について

本契約に適用される制度は、本証明書の「適用制度」欄をご確認ください。なお、ご契約が新制度と旧制度両方に適用されている場合や、複数契約にご加入で新制度と旧制度両方の証明書をお持ちの場合は、控除額に合算して申告することができます。（ただし、合算した控除額ごとの適用限度額は新制度の取扱いとなります。）

証明書発行時期は払込経路で異なるため詳細は弊社ホームページをご覧ください

「電子的控除証明書」ダウンロードサービスのご案内

ご契約者さま専用サービス「スミセイダイレクトサービス」を通じて電子データの「生命保険料控除証明書」（電子的控除証明書）をダウンロードすることが可能です。

■電子的控除証明書の利用方法

- ①国税電子申告・納税システム(e-Tax)にて確定申告する際に、添付資料として使用することができます。
- ②国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、PDFファイルの「QRコード付控除証明書」を作成・印刷し、確定申告や年末調整に使用することができます。

次回以降、生命保険料控除証明書の到着前に取得する必要がある場合や、再発行が必要な場合等にご活用ください。

■電子的控除証明書のダウンロード方法

- ①【スミセイダイレクトサービス】にログイン(会員登録・お申込みがお済みでない場合、ご登録手続きが必要です。詳細は右側をご参照ください。)
- ②【お手続き(ご変更・ご請求等)】から【生命保険料控除証明書再発行】を選択
- ③【控除証明選択】で【電子的控除証明書】を選択
- ④【証券番号】等、必要事項を入力の上、ダウンロードしてください。

■ご留意事項

- ・電子的控除証明書の請求可能期間は毎年10月1日から翌年3月25日までです。
- ・当年度分のみ電子的控除証明書をダウンロードすることができます。
- ・当年度の証明額がない場合等、電子的控除証明書をダウンロードできないことがあります。

スミセイダイレクトサービスの申込・利用方法について

- スミセイダイレクトサービス未加入のお客さまは、住友生命ホームページから、お申込みいただけます。

○お申込みページ
<https://p-net.sumitomolife.co.jp/netatm/signup.html>

○二次元バーコード



※18歳未満の方、法人の契約、年金受取を開始している契約など、ご契約によってはお取り扱いできない場合がございます。

- スミセイダイレクトサービス利用会員のお客さまはインターネットより以下の方法でログインが可能です。

○スミセイダイレクトサービスログインページ
<https://p-net.sumitomolife.co.jp/netatm/login.html>

○二次元バーコード



住友生命からのお願い

- 他人に推測されやすいパスワードや暗証番号等は使用しないでください。

- 当社や警察等からパスワードや暗証番号についてお尋ねすることは一切ありません。また、いかなる手続きにおいても、当社(営業職員含む)がカードをお預かりすることはありません。

📌裏面に大切な情報がございますので必ずご確認ください。